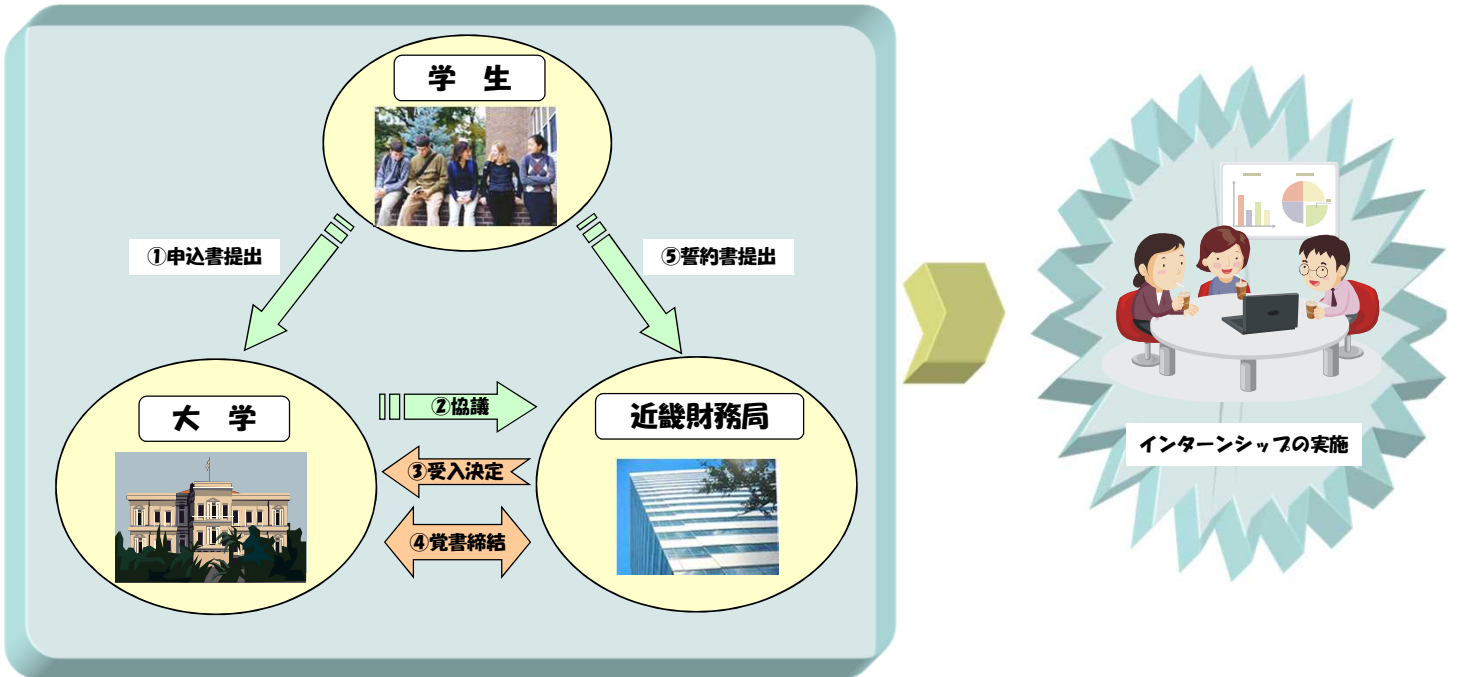


インターンシップ申込みから受入れまでの流れ



★近畿財務局のインターンシップについて、申込みから受入れまでの手続きをご案内します★

- ① 当局インターンシップに興味をお持ちの方は、「近畿財務局インターンシップの実施に関する要綱」、「近畿財務局インターンシップコース表」をご覧いただいたうえ、在籍する大学のインターンシップ担当窓口にて「インターンシップ参加申込書」を提出してください。
- ② 大学のご担当者様は、「近畿財務局インターンシップの実施に関する要綱」をご覧いただいたうえ、学生から受け付けた「インターンシップ参加申込書」を取りまとめ、「インターンシップ生受入協議書」、「別紙」とともに近畿財務局総務部人事課任用係あてご送付下さい。
- ③ 近畿財務局では、各大学から提出された書類（②参照）をもとに受入学生を書類選考し、コースを決定したうえ、各大学に通知します。
※申込み多数の場合は、ご希望に沿いかねる場合もありますので、悪しからずご了承下さい。
※受入の可否については、7月27日（金）までに、各大学に通知します。
- ④ 受入れが決定した学生が在籍する大学の代表者と近畿財務局長は、インターンシップの実施に関し「近畿財務局インターンシップの実施に関する要綱」に基づく「インターンシップに関する覚書」を締結します。
- ⑤ 受入れが決定した学生から、インターンシップの実施に関する「誓約書」を提出頂き、手続きは完了です。

行政の最前線にチャレンジ！
財政・金融行政の動きを
リアルに感じてください！